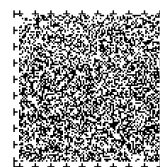




世田谷区 風景づくり計画

The Landscape Plan of SETAGAYA CITY

令和8年(2026年)4月
世田谷区



音声コード Uni-Voice

風景づくり計画の改定にあたり

私たちのまち世田谷には、武蔵野台地に広がる住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川沿いに続くみどり豊かな国分寺崖線、世田谷の原風景ともいえる農の風景、歴史や文化が織り込まれた風景、にぎわいのあるまちや子どもたちが元気に育つ風景など、人々の生活や文化に根差した個性的で多様な風景があります。これらの風景は、これまで日々の生活の営みを積み重ねてきた先人の方々により創造され、受け継がれてきました。

平成11年には、区民、事業者の皆様と区が協働して、豊かな生活環境をつくりながら美しい都市の風景の形成を目指す「世田谷区風景づくり条例」を制定いたしました。その後、平成16年に制定された「景観法」に基づき、平成19年12月に、東京都の市区町村では初の景観行政団体となるとともに、「風景づくり計画」を策定し、平成20年4月より運用を開始しました。また、平成27年には、計画を見直し、区民の皆さまの風景づくり活動の充実や地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりに取り組んでまいりました。

風景づくり条例に基づく区民主体の風景づくりを推進する仕組みのひとつに、「地域風景資産」があります。取組みの中で、地域で大切にしたい風景を区民の皆様と選定し、区民の皆様の手で守り、育て、つくる活動を支援してきました。

こうした活動の中で奥沢1～3丁目では、みどりが豊かな住宅地の風景を子どもたちへ引き継いでいきたいという地域の思いが生まれ、風景づくり重点区域「界わい形成地区」の指定につながり、地域が主体となった風景づくりに発展しています。

この度、これまでの取組みを継承しつつ、区民の皆様が「風景づくり」をより身近に感じ、主体的に楽しく風景づくりに取り組むことができるように、また、社会状況の変化に合わせた風景づくりや公共施設による風景づくりを充実するため、「風景づくり計画」を改定しました。

世田谷における風景づくりとは、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくることです。皆様日々の暮らしの中で風景を感じながら、身近な風景づくりに関わることによって、より豊かに暮らすことができるような、また、世田谷で育つ次世代を担う子どもたちが、地域に愛着と誇りを持てるような風景づくりの取組みを進めてまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました区民や事業者の皆様、また、熱心にご審議いただきました世田谷区風景づくり委員会の委員の皆様、心より御礼申し上げます。

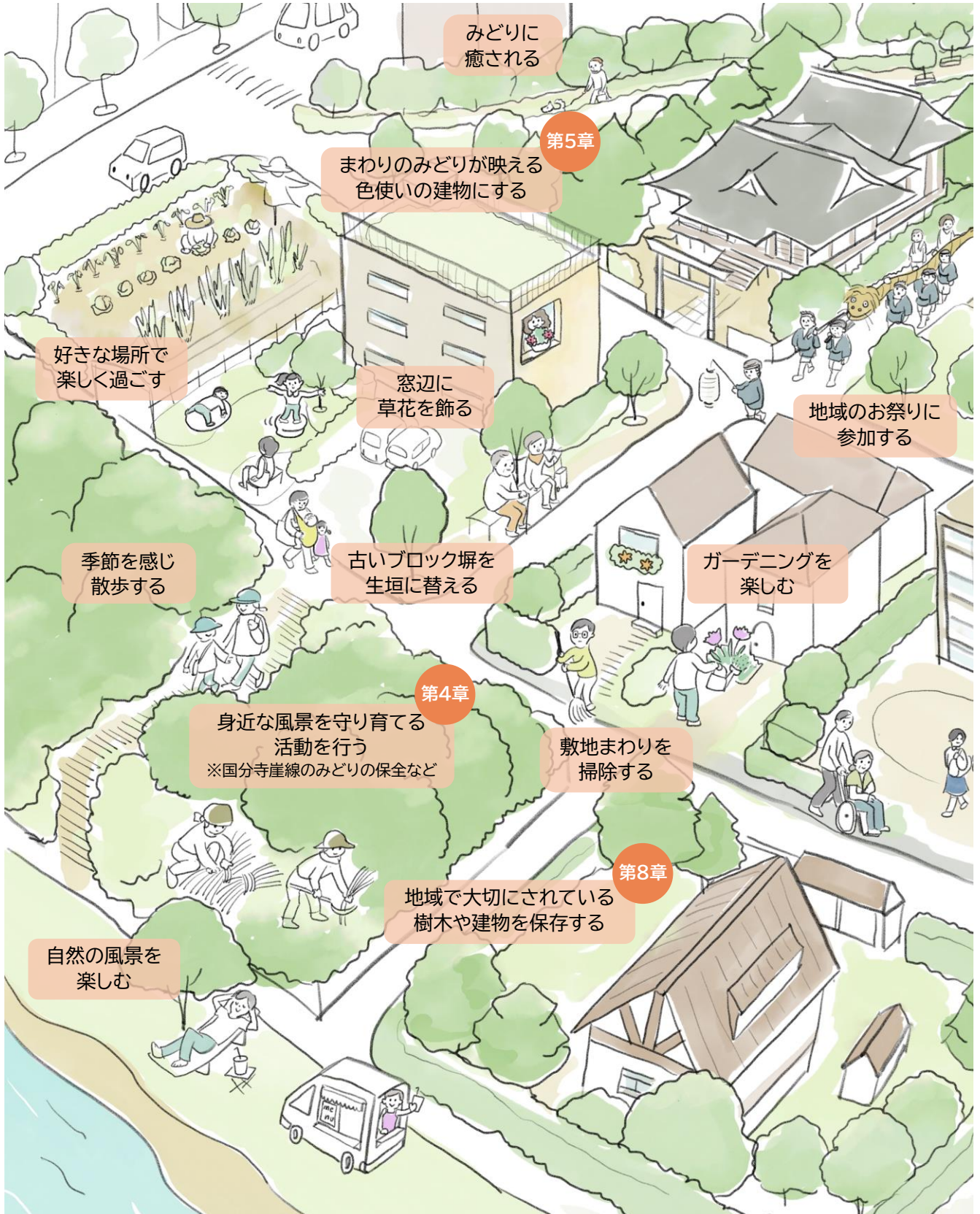


令和8年3月 世田谷区長 保坂 展人

地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める

「窓辺に花を飾る」「敷地周りを掃除する」「地域の祭りに参加する」「周辺と調和した建物をつくる」など、日常の暮らしの中の何気ないひとつひとつの行動が、風景づくりにつながっています。

風景づくりにつながる行動

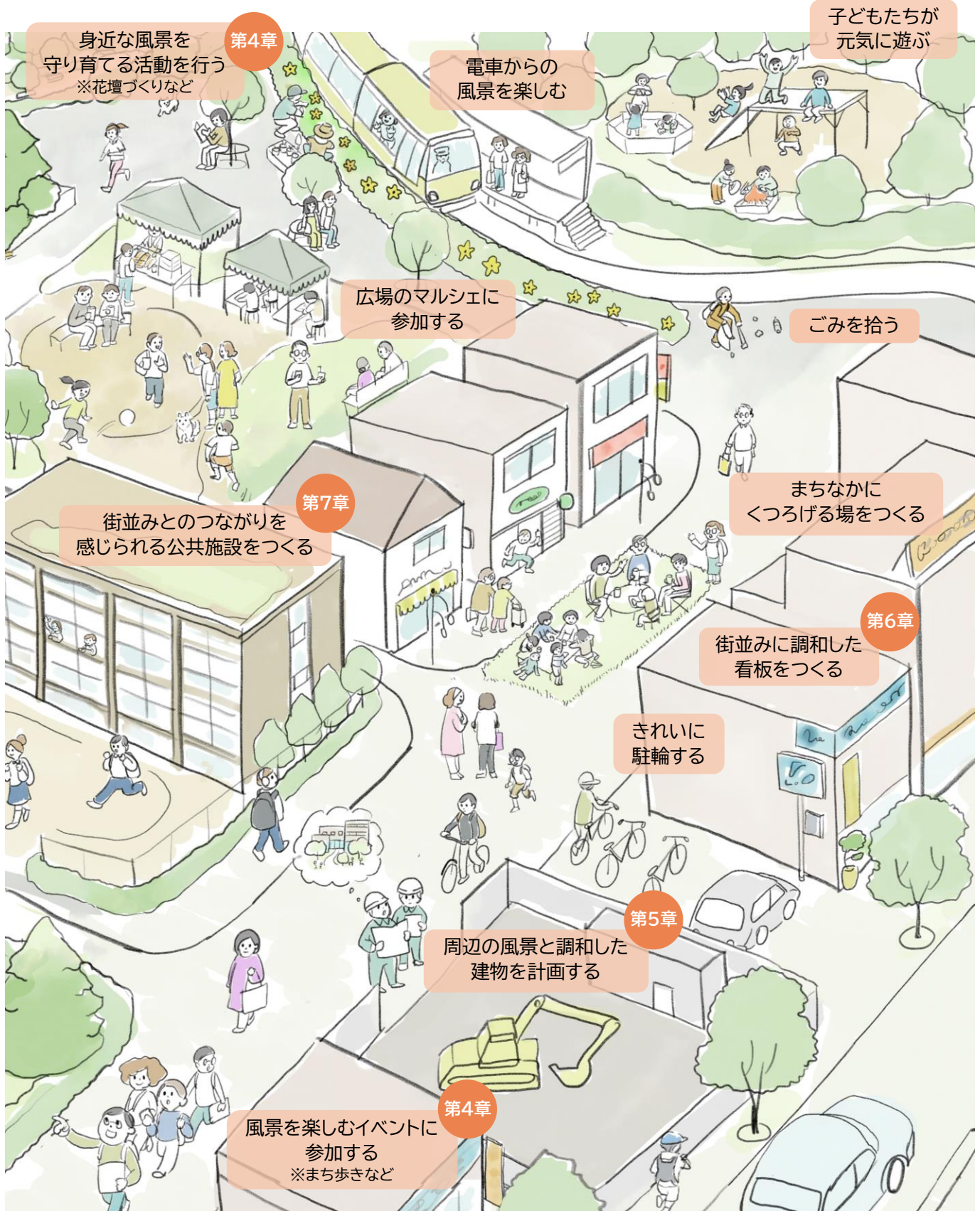


世田谷の風景づくり

風景づくりの理念

第3章

区民、事業者、町会・自治会・NPO、大学・学校・保育園、行政など、世田谷に関わるあらゆる主体が、日々の暮らしの中で、風景づくりを意識して協働で取り組むことで、地域の個性を活かした世田谷のまちの魅力を高めていきます。



※こちらの図は「風景づくりにつながる行動」の一部を示したイメージです。

目次

I. 風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨	1- 1
1. 『風景』と『風景づくり』	1- 2
2. 計画策定の背景と目的	1- 4
3. 本計画の構成	1- 5
4. 風景づくりのあゆみ	1- 8
第2章 世田谷の風景特性	2- 1
1. 世田谷の風景の成り立ち	2- 2
2. 世田谷の風景特性	2- 6
第3章 風景づくりの理念・方向性	3- 1
1. 風景づくりの理念	3- 2
2. 取組みの基本姿勢	3- 2
3. 地域の個性を活かす風景づくりの方向性	3- 8
4. 協働でまちの魅力を高める風景づくりの方向性	3-22

II. 風景づくりの取組み

第4章 区民主体の風景づくり	4- 1
1. 区民主体の風景づくりの推進	4- 2
2. 風景づくりの普及・啓発	4-13
第5章 建設行為等における風景づくり	5- 1
1. 建設行為等の計画をする前に	5- 2
2. 建設行為等における風景づくりの誘導	5- 4
3. 風景づくりの方針・基準など	5-10
4. 建設行為等の届出	5-56
第6章 屋外広告物における風景づくり	6- 1
1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方	6- 2
2. 屋外広告物の表示に関する基本事項	6- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導	6- 3
4. 協議制度による屋外広告物の誘導	6- 4

本計画は、
世田谷区のホームページから
閲覧することができます。



第7章 公共施設における風景づくり	7- 1
1. 公共施設における風景づくりの考え方	7- 2
2. 公共施設の整備に関する指針	7- 2
3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など	7- 2
4. 景観重要公共施設に関する事項	7- 5

第8章 様々な制度を活用した風景づくり	8- 1
1. 景観法に基づく制度の活用	8- 2
2. 他の法令などに基づく制度の活用	8- 3

Ⅲ. 風景づくりの推進体制

第9章 協働による風景づくりの推進体制	9- 1
1. 協働による風景づくりの推進体制	9- 2
2. 計画の検証・評価	9- 4

関連資料	関連資料- 1
1. 風景特性基準の対象	
(1)まとまったみどり基準	関連資料- 2
(2)河川基準	関連資料- 6
(3)緑道基準	関連資料- 8
(4)歴史的資産基準	関連資料-10
(5)農の風景基準	関連資料-12
(6)拠点基準	関連資料-14
(7)幹線道路基準	関連資料-18
(8)世田谷線沿線基準	関連資料-20
2. 地域風景資産、界わい宣言一覧	
(1)地域風景資産	関連資料-22
(2)界わい宣言	関連資料-26

参考資料	参考資料- 1
1. 用途地域図	参考資料- 2
2. 色彩について	参考資料- 3
3. 風景づくり計画改定の検討経過	参考資料- 4
4. 風景づくり委員会名簿	参考資料- 5
5. 用語集	参考資料- 6

コラムの目次

—第1章 計画の主旨	
これまでの風景づくりの取組み(抜粋)……………	1-10
—第3章 風景づくりの理念・方向性	
今後の取組みに向けたキーワードについて……………	3- 5
風景づくりとの多様な関わり方……………	3-23
協働、連携による風景づくりの事例……………	3-24
地域活動から生まれる風景の事例……………	3-25
旧校舎を活用した多様な主体による活動から生まれる風景の事例……………	3-26
—第4章 区民主体の風景づくり	
地域風景資産の事例……………	4- 2
地域風景資産の選定……………	4- 3
界わい宣言の事例……………	4- 6
界わい形成地区の事例……………	4- 7
風景づくり活動団体とは……………	4- 8
風景づくりアドバイザーの活用……………	4- 9
普及啓発の取組みの事例……………	4-15
子どもの意見を聴く取組み……………	4-16
—第5章 建設行為等における風景づくり	
植栽で受け継ぐ地域の風景……………	5- 3
世田谷の風景特性を活かした建設行為等の誘導の仕組みの工夫……………	5- 9
建築行為等における外構・植栽計画の重要性と効果について……………	5-28
東京都歴史的景観保全の指針に基づく配慮……………	5-47
『せたがや風景デザイナー』による事前調整会議……………	5-61
—第6章 屋外広告物における風景づくり	
東京都屋外広告物条例とは……………	6- 5
—第7章 公共施設における風景づくり	
風景づくりに配慮した公共施設の整備や維持管理、利活用……………	7- 3

第1章 計画の主旨

風景

風土と文化や歴史の表れ。生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの。そこに生活する人々の貴重な共有の財産。



風景づくり

地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくること。



第3章 風景づくりの理念・方向性

風景づくりの理念

**地域の個性を活かし 協働でまちの魅力を高める
世田谷の風景づくり**

取組みの基本姿勢

区民・事業者・区の協働で風景づくりに取り組む
次世代に向けて 愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める
自然や歴史的・文化的遺産を継承し 新たな都市の風景を創造していく

今後の取組みに向けたキーワード

- ・マネジメント ・グリーンインフラ ・ウォークアブル ・防災復興
- ・ウェルビーイング ・次世代へ向けて

理念・基本姿勢・方向性に基づき取り組む

区民が中心となる風景づくり

第4章 区民主体の風景づくり

○区民主体の風景づくりの推進

- ・地域風景資産
- ・界わい宣言
- ・界わい形成地区の指定
- ・風景づくり活動団体の登録・支援

○風景づくりの普及・啓発

- ・普及啓発冊子の発行
- ・セミナーやフォーラムの開催
- ・体験型イベントの開催
- ・風景づくり教育の実施
- ・子ども向け冊子の発行
- ・SNSをはじめとしたデジタル・メディアの活用 など

第5章 建設行為等における風景づくり

○建設行為等の計画をする前に

○建設行為等における風景づくりの誘導／方針・基準／届出 **景観法**

- ・一般地域
(低層住宅系、住宅共存系、商業系ゾーン)
- ・風景づくり重点区域
(水と緑の風景軸、界わい形成地区)
- ・風景特性基準
- ・事前調整会議を活用した誘導

多様な主体や関係団体との協働・調整・連携により取組みを推進する

第9章 協働による風景づくりの推進体制

○協働による風景づくりの推進体制

- ・多様な主体による協働・連携 ・世田谷区風景づくり委員会による調査・審議
- ・せたがや風景デザイナーを活用した指導・誘導
- ・関連機関との調整・連携 ・庁内関係所管との調整・連携

第2章 世田谷の風景特性

地形

みどり
みず

地域の
歴史・文化

住宅地

農

にぎわい

みち

鉄道

地域の個性を
活かす
風景づくりの
方向性

自然
(地形、みどりみず)
地形を尊重し、
みどりやみずの
風景を守り育てる

歴史・文化
(地域の歴史・文化、住宅地、農)
地域の歴史や文化の
特性を引き出し、
風景づくりに活かす

にぎわい
(にぎわい、みち、鉄道)
活力や交流が生まれ、
親しみのある
にぎわいの風景をつくる

協働でまちの魅力を高める
風景づくりの方向性

・多様な主体の参加と協働による風景づくりの推進
・区民主体の風景づくりの推進

区民、事業者、区が中心となる風景づくり

第6章 屋外広告物における 風景づくり

- 屋外広告物の表示に関する基本事項 **景観法**
- 「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」による屋外広告物の誘導
- 協議制度による屋外広告物の誘導
特定区域(環状七・八号線沿道)での屋外広告物の表示等の協議制度

第7章 公共施設における 風景づくり

- 公共施設の整備に関する指針
- 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など
- 景観重要公共施設に関する事項 **景観法**
 - ・成城の富士見橋および不動橋
 - ・上野毛の富士見橋
 - ・岡本の富士見坂
 - ・多摩川の河川区域

第8章 様々な制度を活用 した風景づくり

- 景観法に基づく制度の活用 **景観法**
 - ・景観重要建造物
 - ・景観重要樹木
 - ・景観地区
 - ・景観協定
 - ・景観整備機構
- 他の法令などに基づく制度の活用
 - ・地区計画、建築協定、緑地協定など

○計画の検証・評価

- ・計画の検証・評価と見直し
- ・基本理念の評価指標

